

東洋史研究

第七十六卷 第二號 平成二十九年九月發行

秦漢の社會と「日書」をとりまく人々

海老根 量介

はじめに

第一章 「日書」は社會を反映するか？

第二章 「日書」と墓主との關係をどう考えるか？

第三章 「日書」はどのようにして流通していたのか？

第四章 なぜ下級官吏が「日書」を所持するのか？

第五章 「日書」は誰に向けたものだったのか？
おわりに

はじめに

中國古代、特に戰國時代末期から前漢前期の墓葬からは、しばしば「日書」と呼ばれる術數關聯の書籍が出土する。「日書」は、主に擇日を中心にさまざまに占いの方法が集められて雑多に記されており、今日でも我々が目にするこのことのできる中華圏の選擇通書にも似通った體裁を持っている。そのため「日書」は「中國古代の通書」とも言われる。⁽¹⁾

これら「日書」の中で最も早く出土したのは睡虎地秦簡『日書』で、しばらくは主にこれに基づいて「日書」研究が進

められていたが、その後、戦國楚の九店楚簡『日書』、秦代の放馬灘秦簡『日書』、漢代の孔家坡漢簡『日書』など、各時代・地域の「日書」が出土するようになり、現在ではそれらを総合的に研究することが可能になっている。これに伴い、「日書」についての先行研究も蓄積されてきている。

「日書」研究の中で特に注目されてきた分野は社會史研究であろう。今日我々が目睹できる傳世文獻は、『左傳』・『史記』のような歴史を記したものであれ、『論語』・『孟子』・『韓非子』のような諸子百家の思想を記したものであれ、『禮記』・『儀禮』のような禮書であれ、ほとんどのものが王侯や貴族など支配者の視點で書かれており、そこから読み取れる中國古代の文化や生活は、當時の支配者層のそれに偏っている。それに對して、「日書」は當時の人々がそれをもとに日常生活を占っていたとすれば、その内容を通じて、人々の生活や習俗を知ることができる。特に「日書」は、下級官吏など比較的身分の低い人々の墓葬から多く出土しているから、これまで知りえなかった「一般の人々」の日常生活・習俗について考察できる恰好の資料として期待されてきた。

このように、當時の社會を知る貴重な手掛かりとして「日書」を利用する研究が進められているにも関わらず、實は「日書」に關しては、意外に明らかにされていないことが多い。まず「日書」は、『墨子』貴義篇において日取りと方向の禁忌について話している「日者」と何らかの關係があると考えられている。「日者」は『史記』に日者列傳が立てられていることから、中國古代においてかなり普遍的な存在だったのだろうが、『史記』太史公自序の『集解』に引く張晏によれば、日者列傳自体は散逸し、現行のものは褚少孫によって補われたという。その内容は卜筮を生業とする司馬季主の傳となっており、本来の「日者」の姿とは距離がある。結局のところ「日者」がどのような者たちだったのかはよく分からない。

また、「日書」はしばしば「民間において流通していた占いの書」と言われ、當時の中下層の人々の間で受容されていたと自明のごとく考えられてきた。しかし、「日書」がどのような人々によって編纂され、主にどのような人々に用いら

れていたか、どういった経路で流布していたかについては、論じつくされているとは言えない。

そこで本稿では、これまでに蓄積された先行研究を整理しつつ、上述したような「日書」に關する基本的なプロフィールについて再検討し、現段階での理解を提示することを目的とする。特に、「日書」の利用のされ方や持ち主が手にするまでの経路などに着目し、當時の社會において「日書」が擔っていた役割について論じたい。そのために本稿では、時代・地域の異なる「日書」を横斷的に扱うことになるが、それに當たっては注意すべきことがある。筆者は以前、「日書」は時代・地域によって対象とする層が異なり、その性質も異なっていた可能性を指摘した。なかでも楚の「日書」は國家レベルの事柄を対象とするものであるのに對し、秦の「日書」は主に縣以下のレベルを問題としており、秦の占領下の楚地では楚・秦雙方の「日書」の内容を受け継いだため、縣以下③國家レベルを幅廣く対象とし得る「日書」が成立していたと考えた。この前提に基づけば、時代・地域の異なる「日書」を混せて考察するのは危険であるように思われる。しかし、戰國秦④前漢前期において「日書」を副葬しているのは主に中々小型の墓葬、それも地方の下級官吏層の墓が中心であることから、秦④漢代の「日書」は、基本的には戰國秦の「日書」の系統の性質を受け継ぎ、縣以下のレベルを対象とするものが主流であったと考えられる。そこで本稿では、國家レベルの事柄に關わる楚の「日書」は補助的に用いるにとどめ、主に戰國秦・秦・前漢前期において、縣以下のレベルで流行し續けた「日書」に対象を絞って考察することにした⑥。

第一章 「日書」は社會を反映するか？

すでに述べたように、多くの先行研究では、「日書」が當時の社會を反映しているとの前提のもと、社會史研究を進めてきた。しかし、そもそもこの前提に對して懐疑的な意見もある。李零氏は、「日書」の内容は過去から繼承されてきたものをそのまま襲用しているだけであり、現實の社會を反映などしていないと説く⑦。なるほど、戰國時代の「日書」と漢

代の「日書」の間で、類似の条文がそのまま受け継がれている例が見られることから、確かに「日書」の占辭は時代を越えて繼承される面があることは否定できない。従って、まずこの前提自體が成立し得るかを檢證してみる必要があるだろう。

そこで、そのような繼受關係にあると目される條文について、具體的に検討してみることにはしたい。以下に引用する睡虎地秦簡『日書』は戰國秦の、放馬灘秦簡『日書』は秦代の、孔家坡漢簡『日書』は漢代の「日書」である。⁸⁾

(b 1) 建日は、良日なり。以て齋夫と爲る可し、以て祠る可し。早に利あり暮に利あらず。以て人を入れ、始冠し、乗車す可し。爲す有るや、吉。(第一四號簡正貳)

(c) 建日は、良日なり。齋夫と爲る可し、以て祝祠す可し、以て六牲を畜う可し。黔首を入れる可からず。(甲種第一三號簡、乙種第一四號簡壹)

(d) 建日は、大齋夫と爲り、冠帶し、乗車す可し。以て〔齋〕夫と〔爲〕る可からず。以て禱祠す可し、朝に利あり暮に利あらず。以て人を入れる可し。(第一三號簡)

(b 1) 平日は、以て妻を取り、人を入れ、事を起こす可し。(第二七號簡正貳)

(c) 平日は、妻を取り、祝祠し、客に賜う可し。以て黔首を入れる可し。事を作すは吉。(甲種第一六號簡壹)

平日は、妻を取り、祝祠し、客に賜う可し。以て黔首を入れる可し。事を作すは吉なり。(乙種第一六號簡壹)

(d) 平日は、以て婦を取り、女を嫁す可し。以て人を入れ、事を起こす可し。(第一六號簡+殘五)

見られるように、戰國秦の「日書」中の「人」が、統一秦代では「黔首」に置き換えられている。これは、秦が統一後に民の呼び名を「黔首」と改めたことに對應している。さらに漢代になると、條文中の「黔首」は再び「人」に戻っているのである。これと同様の變化は、戰國秦→漢代にかけての律文や行政文書の中にも見出せる。⁹⁾時代の變遷に「日書」が敏感に對應し、その中の用語が速やかに變化していることを窺わせる。

また、奴隸を表す語については、法制資料によれば、戦國秦では「臣妾」という語が用いられていたが、漢代になると「奴婢」が使われるようになる。¹⁰⁾ 同様の變化は「日書」中にも確認できる。

(b1) 除日は、臣妾亡げば、得られず。瘡病有らば、死せず。市積、徹□□□、地を除い、薬を飲むに利あり。攻撃せば、以て執らう可からず。(第一五號簡正貳)

(d) 除日は、奴婢亡げば、得られず。瘡病有る者は、死す。以て□□□□、君子に言す可し。以て毀除す可し。以て薬を飲む可し。以て攻めば、報われず。(第一四號簡)

このように、對應する條文で、戰國秦から漢へと時代が下る間に「臣妾」から「奴婢」へと語句の變化が起きている。

もう一つ例を挙げよう。睡虎地秦簡の律文では頻繁に用いられる「公」という語が、張家山漢簡『二年律令』では全く見られず、それに相當する語として「縣官」が用いられている。これに關しては、里耶秦簡八・四六一のいわゆる「更名木牘」に「公室を縣官と曰う」とあることから、やはり秦代に「公」から「縣官」への改變が行われたらしい。¹¹⁾ 「日書」について見てみると、

(b1) 執日は、以て行く可からず。以て亡げば、必ず執らえられて公に入れられて止めらる。(第一九號簡正貳)

(d) 執日は、以て行く可からず、是を以てせば、亡げずんば、必ず執らえられて縣官に入れらる。以て盜を逐う可し、圍まば得らる。(第一八號簡)

とあり、公文書と同様の變化が起きている。

以上の例から、「日書」中の用語が公文書同様に、時代が移り變わるとともに迅速に改められていることが読み取れる。¹²⁾ 同時に、「日書」が一定の期間で再生産されていることも暗示している。ただし、こうした例は表面的な語句の置き換えにすぎず、占辭の内容そのものについては何ら變化することなくそのまま繼承されているのではないかとの反論もあろう。そこで次に、より具體的な内容に踏み込んで見てみよう。

先述の通り、筆者は以前、秦の「日書」は下級官吏など縣以下のレベルを對象としてゐるのに對し、楚の「日書」は貴族層を主な對象とするものであったことを論じた。ところが楚地が秦に占領されると、當地には縣以下のレベルを對象とする「日書」が流入した。睡虎地秦簡「日書」には、九店楚簡「日書」・放馬灘秦簡「日書」の兩方を繼承したような内容が確認できるが、これ以降楚地では下級官吏層を中心に「日書」が受容されるようになっていく。とすれば、秦の征服前後で、楚地では「日書」の對象者の急變に直面したと思われる。このことは「日書」中にどう反映されているだろうか。ここでは、九店楚簡「日書」・睡虎地秦簡「日書」甲・乙種に對應する條文の見える「結陽」という占いを見てみよう。⁽¹³⁾

(a) …是を陽日と謂う。百事順成す。邦君は年を得、小夫は四成す。以て上下の禱祠を爲さば、鬼神之を饗け、乃ち其の志を盈たさん。(第二六號簡)⁽¹⁴⁾

(b1) 陽日は、百事順成す。邦君は年を得、小夫は四成す。以て上下を祭らば、羣神之を饗け、乃ち志を盈たさん。(第三號簡正貳)

九店楚簡の「邦君」が、睡虎地秦簡では「邦郡」となっている。楚都とその周邊地域が秦に占領され、南郡が設置された。「邦君」から「邦郡」への變化は、このような状況を受けたものと考えられる。このことは、以下の例からも傍證される。

(a) …是を陰日と謂う。以て室家を爲るに利あり、祭り、妻を取り、女を嫁し、貨を入れれば、吉。以て邦君に見え、不吉なり、亦た咎無し。(第二九號簡)

(b1) 陰日は、以て家室に利あり。祭祀し、子を取、財を入れれば、大吉。以て君上に見え、數すまやかに達し、咎無し。(第六號簡正貳)

九店楚簡の「邦君」は、睡虎地秦簡では「君上」に改められている。「君上」は多くの場合「邦君」同様「君主」の意味で用いられるが、『墨子』大取篇には「義厚くす可ければ之を厚くし、義薄くす可ければ之を薄くするを、倫列と謂う。德行・君上・老長・親戚は、此れ皆厚くする所なり。」とあり、「君上」は尊ぶべきものとして「德行」・「老長」・「親戚」

と並び稱されており、「一國の君主」に限定されるわけではなく、上官など職務上の目上の人を廣く指すようである。睡虎地秦簡の「君上」も、官吏にとつての上官を指すと考えられるのではないだろうか。¹⁵⁾ なお、秦漢時代では、官府の官長と彼が任命する屬吏との間に「第二次的君臣關係」と呼びうる關係が結ばれており、「君上」という語は、下級官吏から見た上官の呼稱としてふさわしいものだったとも考えられる。

以上のように、九店楚簡中の貴族層が邦君と面會することを想定して作られた占辭は、當地が南郡となり邦君もいなくなる、新たな「日書」の主要な利用者として想定される下級官吏層にとつては無用の條文となつてしまふ。そのため、睡虎地秦簡においては「邦君」を「邦郡」や「君上」に改め、秦の郡縣制に合わせた占辭内容に変更することで、彼らのニーズに應えたのではないかと考えられる。

もう一つ興味深い例を擧げておこう。

(a) …是を外害日と謂う。以て行作するに利あらず、四方の野外に蹠いたらば、必ず寇盜に遇い、必ず兵せらる。是の故に、行作するに利あらず、野事せば、不吉なりと謂う。(第三二號簡)

(b1) 外害日は、以て行作す可からず。四方の野外に之かば、必ず寇盜に遇い、兵せらる。(第九號簡正貳)

(b2) 空外害の日は、以て行く可からず。四鄰に之かば、必ず兵せらる。(第二二號簡壹)

九店楚簡中にある「四方の野外に蹠る」(邑の四方にある郊外の山林・原野へ行くこと)は、睡虎地秦簡甲種ではほぼ同内容が引き繼がれているが、乙種では「四鄰に之く」となっている。「四鄰」は、「四鄰諸侯」などの用例のごとく、周圍の諸侯へ出向くことを指すのかもしれないが、別の可能性も指摘できる。睡虎地秦簡『法律答問』第九八〜九九號簡には「賊甲の室に入り、甲を賊傷し、甲寇と號ぶも、其の四鄰・典・老皆出でて存せず、寇と號ぶを聞かず、問う論に當つるや當てざるや。存ぜざること審らかならば、論に當てず。典・老は存せずと雖も、論に當つ。何をか「四鄰」と謂う。「四鄰」とは即ち伍人の謂いなり。」とあり、伍人のことを「四鄰」と呼んでいる。これを踏まえると、楚地が秦の占領下に入り

伍制が敷かれるようになったことを受けて、「四方野外」を意圖的に「四鄰」に改變したのではないだろうか。

以上の例は、戦國楚の「日書」に含まれていた貴族層を対象とした占辭が、秦の占領下に入って以降、秦の社會の實態に合わせて内容を變更され、縣以下のレベルにふさわしい占辭となったものである。睡虎地秦簡『日書』中に見える楚の「日書」を繼承した内容から、貴族層を対象とするような占辭が全く失われてしまったわけではない。しかしながら、「日書」中の用語が時代の變遷を受けて頻繁に變更されとともに、社會の實情や対象者のニーズに合わせて内容が少しずつ改變されていることから、「日書」はそのままの内容で何世代にもわたって受け継がれたものと言うことはできない。むしろ、時代や地域に合わせて適宜内容をアップデートしており、まさしく社會を反映すると見ても差し支えないと考えられる。

第二章 「日書」と墓主との關係をどう考えるか？

孫占宇氏が「日書が日者の操る工具書であることは、學界の一致した見解である」と述べるように、先行研究では、「日書」は日者と呼ばれる日擇びを生業とした人々が持っていた書籍と考えられている。その一方で、「日書」はしばしば「民間において流通していた占いの書」と言われ、當時の中下層社會で流行していた實用書のように扱われている。實際、「日書」を副葬していたのは秦漢時代の下級官吏層が中心である。このような「日書」の書籍としての性質と、實際の持ち主との乖離については、どう考えれば良いのだろうか。

饒宗頤氏は、睡虎地秦簡の持ち主・喜について「日書」は日者が用いる「占候時日宜忌の書」であり、墓主は日者の術にも精通していたのであろうか¹⁸⁾と述べている。すなわち、墓主を下級官吏でありながら日者の術を身に附けた人物として描くことで、この乖離を解決するのである。けれども、多くの下級官吏の墓葬から「日書」が出土している現在、彼らが揃って日者の術に精通していたと考えるのは難しいように思われる。¹⁹⁾

工藤元男氏は、睡虎地秦簡『日書』が法制資料とともに出土していることに注目し、『商君書』算地篇に、法を適用するには在地社會の習俗の状況を正確に觀察しなければならぬと述べられていることを参考に、睡虎地秦墓の墓主喜が南郡治下の諸縣で秦法を施行するため「日書」を通じて在地社會の習俗を觀ていたと唱えた。²⁰ また奈良龍一氏は、「日書」が書式は統一されているにも関わらず、婚姻の吉凶など個別の占法に關しては相互に矛盾するものが存在するなど一貫性を缺いていることから、占いの書と斷定できるかは疑問であるとする。そして、官吏は法支配のために各地域の實態を調査・觀察し、記録文書として「日書」を作成し、その「日書」は業務遂行の手引きとして官吏の手に置かれ、ある場合にはそれをもとにして律の條文の規定への提案となつたとする。²¹

これらの説は、秦の地方行政に當たる下級官吏たちが管轄地域の習俗を把握するために「日書」を利用していたとする點に特徴がある。確かに、こう考えれば「日書」の性質と持ち主の乖離は説明がつく。しかしながら、「日書」は下級官吏の統治のツールではなく、やはり下級官吏が自ら参照するために所持していたのではないかとの反論が根強い。²² 「日書」を副葬している墓葬から式盤や算籌などの占具もしばしば出土することは、墓主が自ら「日書」を参照しながら占具を操作していたことを物語る。また、「日書」を官吏による在地習俗の觀察記録とする説にも疑問がある。「日書」が中國古代の通書であるとされるのは、雑多な内容を追い込み書きで次々に記していくスタイルが後世の通書と共通點を持つからである。官吏による記録だとすると、なぜ官吏はあえてこのような形式で習俗を記す必要があつたのか。こうした「日書」の形式は、むしろ「日書」が實用的な占いの書であつたことを支持するものである。次に、通書に收められた占辭が相互に食い違ふことは珍しくなく、これをもつて「日書」が占いの書であることを疑ふ必然性はない。以上を踏まえると、「日書」はやはり持ち主が自ら参照しながら占斷を立てていたと考えざるを得ない。

もつとも、上述の工藤氏の説は、睡虎地秦簡『日書』を主たる研究對象として「日書」を論じざるを得なかつた段階で出されたものであり、資料的限界があつた。工藤氏はその後、時代・地域を越えて「日書」が續々出土するようになると、

出行の吉凶を占う内容を多く含む「日書」が下級官吏の出張記録を記した「質日」としばしば同出することから、「日書」は彼らが出張の際に常時携帯すべき実用書であるとし、官僚制・郡縣制の發達により、出張などの機会が増えた下級官吏の使用が擴大し、「日書」の普及が促されたという見解を示している。⁽²⁴⁾ それにあわせて、「日書」は「日者の古い内容を編んだ書籍あるいは抄本として巷間に流布していたもので、日者がみずから参照するための書籍ではない」と説明している。⁽²⁵⁾

「日書」と持ち主との關係を明確に述べている點で劃期的であるが、いわゆる「日書」が日者の書籍とは異なる點を指摘しているのも注目される。ただ、工藤氏は何らかの根據に基づいてこのように述べているわけではない。そこで本稿では、「日書」と持ち主との關係を示す手がかりを「日書」本文の中に探ってみることにしよう。

放馬灘秦簡『日書』乙種には「鐘律式占」という篇が含まれる。⁽²⁶⁾ この篇は、二〇〇簡を越える長大な内容を持ち、干支・時間帶・星宿などに基づいて算出した數値をもとに、それと音律などの關係から吉凶を占う多數の占法を内部に包含している。これらの占法は相互に獨立しているが、基本的な原理はある程度共通しており、全體として一篇を構成していると考えてよい。ここで着目したいのは、「鐘律式占」の以下のような記述である。

① 凡そ人來たりて病を問わば、來たる時を以て日・辰・時の數を投じ、之を并す。上の下より多くば病已むと占う。下の上より多きこと二ならば未だ已まずと曰う。下の多きこと三ならば日尙お久しと曰う。多きこと四・五・六ならば久しくして、未だ已む時を知らずと曰う。多きこと七ならば病已まずと曰う。多きこと八・九ならば死すと曰う。(第三四五・三四八號簡)

② 病む者を占うには、其の來たりて事を問うを以て日・辰・時を値し、因りて之を三し、即ち六を値して四百五を結びて、三する所を以て□□除し、不足をして除せしむるなり。(第三五五號簡)

③ 亡貨を占うには、亡うしないて來たりて之を問うを以て、日・辰・時數を并し、因りて…(第九〇號簡)

①は、人が来て病について問うたときにどのようにして占断を立てるか、数値の算出方法とそれによる占断結果が記されている。②についても同様で、病を占う際には、病人が来て問われたときの「日・辰・時」をもとに算出する。③は、財物を遺失した際に、その人が来て問うたときの「日・辰・時」をもとに算出する²⁷⁾。このように、①②③では、病人や財物を失った人が訪ねてきて、病状や財物のありかについて問われたときに、いかにして占断を立てるべきかというシチュエーションが想定されている。すなわち、これらはやってきたクライアントのために占う、占術家のためのマニュアルであると解される²⁸⁾。

次に、放馬灘秦簡『日書』乙種、睡虎地秦簡『日書』甲種、孔家坡漢簡『日書』など多くの「日書」に含まれるポピュラーな占法である「置室門」篇を取り上げたい。この篇は、門の名前が多数挙げられ、各門についての占辭が記される。これに加え、睡虎地・孔家坡のものには四角で家屋を表し、各門がどこに位置しているのかを描いた圖が附されている。

本篇では、睡虎地秦簡『日書』甲種第一二二號簡正貳「失行門は、大凶。」、第一二四號簡正貳「食過門は、大凶、五歳にして更えずんば、其の主は癡す。」のように、凶門も記されている。假に本篇が、これから建てる家屋の門の配置を建設に先だつて占うものであるとすれば、凶方には門を建てなければいので、門にわざわざ「失行門」などと名稱を付ける必要はないだろうし、そもそも詳しい占辭を記すことも不要であろう。従つて、本篇はすでに建っている家屋の門について、その吉凶を占ったものであると推測される。すなわち、本篇は本来、家屋を建てようとする者のためのマニュアルではなかっただろう。さらに、この篇を所持する人物がすでに建っている家屋について占う場合も、やはり凶方にはそもそも門を建てなければいので、凶方についての占辭があることを説明できない。結局のところ、本篇は、持ち主が自分で参照するためのものではなかったことになる。

本篇が役立つシチュエーションとしては、家屋の持ち主が他人にその吉凶を訊ねたとき、訊ねられた人が本篇を参照して回答するという場面が想定できる。つまり、クライアントに家屋の吉凶について訊ねられた占術家が参照して占断を立

てゐるためのマニュアルが、本篇のもととの姿ということになるだろう。

以上のように、「鐘律式占」や「置室門」篇など、「日書」に含まれる各篇は、占術家のためのマニュアルであると認められそうである。では、「日書」はやはり占術家の用いていた書籍を、人々がそのまま利用するようになったのであろうか。

「鐘律式占」には、程少軒氏が「十二律占」・「十二律吉凶」と分類する小篇が含まれている。⁽²⁹⁾ どちらの占法も、十二の音律に基づいて占断を立てるといふ點が共通している。「十二律占」は、卦辭と占辭などの部分から成っている。今、大呂の條(第二六一・二六七號簡)を示しておく。

①大呂は、音なり。②貞いて大呂に在らば、陰陽氣を搏むすび、翼凡三□、其の心に居□し、牝牡相い求め、徐ろに其の音を得、後に相い得るなり、黔首心に説びあり。③其の崇りは大街・交原。④疾人をトせば、死せず。婦を取り女を嫁するは、吉。

「十二律占」は四つの部分から構成される。①は、大呂の卦が象徴するものについて述べた「卦象」に當たる内容である。②は、四字一組の韻文を基調とする抽象的な内容が記されており、「卦辭」に相當する。③は、崇りをもたらししている神靈や悪鬼を示したものの。④は、各音律についての具體的な「占辭」に當たる。⁽³⁰⁾ このうち「卦辭」は「卦象」を説明した部分と考えられ、抽象的な内容がほとんどである。占術家がこの占法を使用する限りにおいては、「卦辭」をもとに臨機應變に占断を下すことも可能であるだろう。しかし、一般の人々がこの「卦辭」を参照しても、的確な占断を導き出すことができないばかりか、文意の把握すら困難であろう。従つて、専門の知識がない人々にも理解しやすいように、各卦を得たときの具體的な占断の下し方を示したのが「占辭」であると考えられる。

さらに注目されるのが「十二律吉凶」に見える占辭である。ここでも大呂の條(第二五七號簡)を引用しておく。

黃鐘・大呂・姑洗・中呂・林鐘は皆曰く、請謁は得られ、爲す有るは成り、婦を取る・女を嫁す者は吉、病む者は死せず、繫囚せらるる者は免ぜらる。

ここでは大呂は黄鐘・姑洗・中呂・林鐘の四つの音律とまとめられ、一つの占辭が附されている。見られるように、「十二律吉凶」の占辭は極めて具體的であり、「十二律占」のように抽象的な「卦辭」は見られない。ところで、先述の「十二律占」大呂の條の④と比較してみると、かなりの部分が一致していることに気づく。このことから、「十二律吉凶」の占辭は「十二律占」の占辭と同系統のものではないかと言われている。⁽⁹¹⁾これを踏まえて考えると、「十二律吉凶」の占辭は、「十二律占」の占辭に基づきつつ、いくつかの音律をまとめて一つの條文に記すことで、讀者がさらに参照しやすくなったものではないだろうか。

このように、「鐘律式占」には、きわめて簡潔かつ抽象的な内容を持つ本来の條文に對して、一般の讀者が閲覽しやすいうように、具體的で理解しやすい占辭を附け加えている部分が存在する。つまり「鐘律式占」は、もともとクライアントのために占う占術家のためのマニュアルであった。それが一般の讀者にも利用されるようになると、専門的・抽象的な内容を持つ卦辭を具體的な占辭で補足し、さらに各占辭をまとめた形に編集した篇も作られるなど、誰もが豫備知識なく参照しやすい形式に整えられていったのであろう。

簡潔かつ抽象的な條文に詳しい解説を附ける例は、他の占術書にも確認することができる。漢代初期の汝陰侯墓から出土した阜陽漢簡『周易』では、今本と共通する内容の卦辭に續いて、今本には見られない卜辭が併記されている。

〔九〕三。戎を〔莽に〕伏せ、〔其の高陵を升るも、三歳〕興ら〔ず〕。罪有る者をトせば凶。☐戰鬪は敵強く、志を得ず。病める者をトせば死せず、乃ち癘たり。(第五六〜五八號簡、同人卦)

〔六〕三。我が生を觀て進退す。君に事うるは先ず進みて後に退く。復☐(第九四號簡、觀卦)

初九。校を屢いて〔趾を〕滅やぶるも、〔咎無し〕。☐繫囚せらるる者は桎梏せらるるも、吉、凶ならず。(第九八〜九九號簡、噬嗑卦)

大野裕司氏は、傍線部（卜辭部分）は筮辭部分を解釋して述べたもので、實際に筮占を行うため『周易』に注解を附した

テキストであろうと指摘している。³²⁾『周易』の内容は、一般の利用者には抽象的で意味を取りづらい。そのため、実際に筮占を行うに当たって、具体的な説明を追加されたテキストを参照しながら占断を下すということがあったのだろう。

むしろ、「日書」中の様々な篇の占辭全てにこのような構造が確認できるわけではない。だがこれに關しては、現在我々が目にしてゐる占辭自體が解説に當たり、本來の簡潔な占辭の痕跡が分からなくなつてしまつてゐる可能性もあろう。以上より、「日書」はもともと專業の占術家の用いてゐたテキストであつたが、それが占術について専門知識を持たない人々でも容易に参照できるように、分かりやすい説明を加えられて流通したものであると考えられる。このように考えれば、日者に關わるテキストであるという「日書」の性質と、それを所持してゐたのは下級官吏などを中心とする人々であつたという乖離についてはひとまずクリアされるであらう。

第三章 「日書」はどのようにして流通してゐたのか？

「日書」はもともと專業の占術家の用いてゐたテキストであつたが、それが専門知識を持たない人々のために分かりやすく説明を加えられ、流通してゐたものであつた。次に本章では、「日書」がどのようにして人々の手に渡つたのかを考えてみたい。

初めに、もともと「日書」に關つてゐた占術家の形態はどのようなものだったのか検討する。戰國期の楚で盛んに副葬された資料に卜筮祭禱簡がある。卜筮祭禱簡とは、貞人が封君や世族の屋敷を訪れ、貞問・祭祀儀禮案を提示し、祭祀を實施した記録であるとされている。³³⁾これに對して「日書」では、クライアントが占術家のもとを訪ね、占断を立てるよう依頼するシチュエーションが想定されてゐた。これは、卜筮祭禱簡に見られる貞人のあり方とは異なつてゐる。むしろ、『史記』日者列傳に見える司馬季主のような業態の占術家が思い起こされる。

司馬季主なる者は、楚人なり。長安の東市に卜す。宋忠中大夫と爲り、賈誼博士と爲り、同日俱に出でて洗沐し、相

い従いて論議し、先王聖人の道術を誦易し、人情を究偏し、相い視て歎く。賈誼曰く、「吾聞くならく古の聖人は、朝廷に居らずんば、必ず卜醫の中に在りと。今吾已に三公九卿朝士大夫を見るに、皆知る可し。之を卜數の中に試みて以て采を觀ん」と。二人即ち輿を同じくして市に之き、卜肆の中に遊ぶ。天新たに雨ふり、道は人少なく、司馬季主閒坐し、弟子三・四人侍り、方に天地の道・日月の運・陰陽吉凶の本を辯ず。二大夫再拜して謁す。司馬季主其の狀貌を視るに、知有る者に類たるが如し。即ち之を禮し、弟子をして之を延きて坐せしむ。坐定まり、司馬季主復た前語を理め、天地の終始・日月星辰の紀を分別し、仁義の際を差次し、吉凶の符を列し、語ること數千言、理に順わざるは莫し。：

司馬季主のように市で卜筮を生業とする者の姿は、文獻中に多く描かれている。「日書」に關わっていたのは、貴族が抱えている専屬の占術家でも、貴族のもとを定期的に訪問する貞人でもなく、市などに居を構え、來訪した客を占う者たちと推測できるのではないか。そして、その流通にも彼らが何らかの形で關わっていた可能性は高い。

第一章で見たように、「日書」中の用語や占辭が時代に合わせて置き換えられていたことは、「日書」が定期的に内容をアップデートしつつ頒布されていたことを示唆する。これに加えて注目されるのが、「日書」にはしばしば「質日」と呼ばれる一年ごとのカレンダーも伴出することである。その中でも特筆すべきは周家臺秦簡『日書』には始皇三十六年の紀年が見られるが、同じく周家臺秦簡には『三十六年・三十七年曆譜』も含まれており、しかも兩者の竹簡の形制が一致していることから、兩者は併用されていたと考えられる。³⁴すると、「日書」と「質日」はセットとして制作された可能性が出てくる。「質日」が一、二年の短いスパンのカレンダーであることを考慮すれば、「日書」もそれと同程度の短いスパンで内容を更新されつつ頒布されていたのではないだろうか。

そこで次に「質日」について検討してみよう。中國古代において、公式な曆の配布は國家が行い、中央から地方へと傳えられたとされ、「質日」もこのようにして社會の末端にまで傳えられた曆の一種であると考えられている。³⁵ところが、

さまざまな「質日」に記された暦日を見ると、里耶秦簡中に確認される秦の公文書の暦日と合致しないものが一部ある。そればかりか、各「質日」どうして暦日が相互に矛盾することさえある。これは明らかに中央から配布された暦そのものではないであろう。

陳偉氏は、このように相互に矛盾する「質日」を、民間に存在していた暦表のテキストだと考える。しかしながら、「質日」は單年もしくは二年ほどの聯續した暦日が記されているだけであり、「民間の独自の暦」というほど體系的なものだとは考えにくい。前年までの暦などから推測して作成された簡易のカレンダーではないかと思われる。³⁷⁾

公文書の暦とのずれがどのような場合に發生しているかを見てみると、嶽麓秦簡『二十七年質日』では、大月が聯續すべきところを大・小月の繰り返しで記してしまっているため、それ以降でずれが起きている。また、周家臺秦簡『三十四年曆譜』では、小月が聯續したり、大月が三聯續したりと、一般の暦の月配置からは考えられない並びが見られる。これらの「書き間違い」は、一見すると作者が全く暦の知識を持たない人物であるかのような印象を與える。しかし周家臺秦簡は、これだけずれがありながら、十・十一月の聯大月は誤っていないし、年頭・年末の干支はつじつまが合うように調整されており、何らかの意圖に基づいて月を並べているのかもしれない。ここではその意圖を明らかにしえないが、「日書」にしばしばカレンダーが含まれることを考慮すると、ある程度の暦の知識を持った占術家によって「質日」や「日書」が作成され、頒布されていた可能性を想定してもよいのではないか。また、筆者は放馬灘秦簡『日書』乙種に含まれる「丹」篇について、宗教的職能者が自らの流派の儀禮を廣めるために作成・配布していたことを指摘した。³⁸⁾とすれば、「日書」中の他の占法についても、專業の占術家が作成して流通させていたと考えることができるだろう。

そして、「日書」に關わる占術家は、市に居を構える者たちであったと先に考察した。すると、その流通の舞臺となつたのは必然的に市であつただろう。秦漢時代の市は、商人の市籍への登録や市租の徴收、官吏による治安維持など、國家の統制下に置かれていた。また、嶽麓秦簡『爲獄等狀四種』案例四「芮盜賣公列地案」によれば、市中には「棺列」すな

わち棺を賣る店舗が集まる一劃があるなど、店舗は品目ごとに整理され、銀雀山漢簡『守法守令等十三篇』第八八四・八五號簡に「市貨□貴者は、肆を授くるに…を過ぐる母かれ…七尺を過ぐる母かれ。下貨の賤なる者は、肆を授くるに十尺を過ぐる母かれ。」とあるように、商品の價格によっても規制されることがあった。⁽³⁹⁾このように、市で商われる品目まで管理が及んでいることから、「日書」の流通にも公權力の目が届いていた可能性は高い。「日書」は、律令や行政文書・裁判記録などの公文書とは異なり、私的に出回っていた書籍にすぎないから、その文字遣いは本来比較的自由なはずである。それにも関わらず、放馬灘秦簡『日書』では「人」・「民」・「人民」が「黔首」に無理やり置き換えられたり、「罪」字を用いたりしている。⁽⁴⁰⁾このような現象は、「日書」が市で出回っていたことが影響していると考えられる。

むろん、市で流通していたとはいえず、当時の市に書肆があり、そこで「日書」が賣られているような情景を想像することはできないだろう。⁽⁴¹⁾せいぜい占術家が需要に応じて個別に抄寫し配布するような状況だったのではないかと推測されるが、その間に專業の筆寫者などが介在するのかなど、不透明な部分が多い。また、放馬灘秦簡『日書』甲種の内容は乙種と重複しており、乙種は墓主が甲種を寫したものとされることから、⁽⁴²⁾「日書」は讀者が自ら書き寫してコレクションとすることもあったようである。このように、當時の「日書」がどのように編集されていたかは、当時の竹簡の製造や抄寫がどのように行われていたかなども含めて、今後さらに検討すべき課題である。

ところで、市に居を構える占術家が自らのマニュアルを「日書」に再編集して配布していたとするなら、それは彼らの生業にとってマイナスとはならなかったのだろうか。これに關しては次のように考える。「日書」は、讀者が自分で参照して利用できるような平易な内容であるとはいえず、「鐘律式占」のような専門性が高く極めて難解な内容も含まれており、また竹簡を隙間なく字で埋めることが念頭にあるためか、占法の一部が記されていないこともままある。⁽⁴³⁾そのような場合、讀者だけでそれらの占法を使いこなせていたとは思えない。今日見られる通書の中でも、擇日書などの専門度の高いものに關しては、一般人には使いにくく、それを解讀するには専門家たる占い師が媒介者として必要なことが指摘されている。⁽⁴⁴⁾

「日書」もこれと同様に、持ち主は基本的には自分で参照していたが、必要に応じて市の占術家のもとを尋ね判断を仰ぐこともあったのであろう。⁴⁵ また、出張や出仕、土木工事などの日程は「日書」の占断通りの吉日を擇べるとは限らない。そのような時は占術家に頼んで凶日に物事を行う場合の儀禮を行ってもらう必要があった。⁴⁶ 占術家にとって「日書」とは、商賣道具の流出を意味するものではなく、むしろその頒布を通じて自分たちの占法を廣め、クライアントを獲得するためのツールであったのである。

第四章 なぜ下級官吏が「日書」を所持するのか？

前章では、占術家のテキストに一般向けの分かりやすい記述を付け加えたものが「日書」であること、「日書」は市に居を構える占術家が關わり、市を中心に流通していたことを論じてきた。これは、「日書」が縣以下のレベルを對象とし、下級官吏らを中心に受け入れられていたことと合致する。しかし、下級官吏は一方で厳格な法支配の末端に位置する存在でもある。彼らにとって「日書」とは何だったのだろうか。

この問題は、睡虎地秦簡を題材にして繰り返し論じられてきたテーマである。睡虎地秦簡の所有者は下級官吏であり、秦律や裁判文書の雛形、法律に關する問答集など行政に關わる書籍のほか、官吏としての心得を記した『爲吏之道』、秦王政二十年（前二二七）に南郡守が治下の縣・道に秦の法律令を徹底させることを求めた布告である『語書』、そして「日書」と、多彩な書籍を所持していた。このうち法律文書や『語書』は、秦の厳格な法による統治を象徴するものであると考えられる一方、「日書」は在地の習俗を反映したものとされる。そこで工藤元男氏は、秦が當初は「日書」などを利用しながら在地習俗を許容しつつ、秦法の浸透をはかる柔軟な法治主義を占領地に敷いていたが、統一を目前にして一元的支配を志向する厳格な法治主義へと轉換したと考える。⁴⁷ また奈良龍一氏は、『語書』の「今且に人をして之を案行せしむ」という語句が、取り締まりと同時にその地の郷俗を調査・觀察することを意味し、その習俗の調査・記録を書寫した簡牘

が「日書」であるとする⁽⁴⁸⁾。すなわち、秦の地方行政に當たる下級官吏たちが、管轄地域の習俗を把握するためのツールとして「日書」を利用してたと説明するわけだが、これが成り立たないのは前述した通りである。また、戦國期から統一期に至る秦の統治體制の變化自體は検討すべき問題であるが、「日書」は統一秦代においても變わらず副葬されていたから、これをその變化と關聯付けて論じることは難しいように思われる。

一方、池田雄一氏は、「日書」を民間で庶民の手によつて醸成された自律的規範とし、「日書」中には不法行爲が許容されるような占辭があること、『爲吏之道』には民の習俗を改めることを戒める記述があることを指摘した上で、『語書』で否定的に捉えられている「惡俗」・「郷俗淫泆」などは楚の地域に特化される反社會的行爲であり、廣く「民」に許容される習俗とは異なっているとし、實は『語書』には民間の習俗や人々の心情を否定する行論はなく、秦においては律令と習俗を兩立させ、地域社會に大幅な變革を求めることはなかつたとする⁽⁴⁹⁾。加えて、拜官出仕する日の吉凶や、官府内での對人關係に關わる占辭など、「日書」には吏人にとつても手放すことのできない内容が含まれていたとする⁽⁵⁰⁾。これによれば、官吏が統治に際して民間の習俗へ積極的に介入することには慎重にならざるをえず、「日書」に法律に反するような行爲が含まれることも黙認していたばかりか、官吏の方でも自分たちの職務に關わる内容の含まれた「日書」を手元に置き、参照していたということになる。しかし、『語書』の「郷俗」と『爲吏之道』の「習俗」を區別する點については、工藤元男氏が批判しているように疑問がある⁽⁵¹⁾。そこで本稿でも『語書』の内容を検討しておきたい。やや長くなるが全文を引用しておく。

(A) 廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守の騰縣・道嗇夫に謂う。古者、民に各おの郷俗有り、其の利とする所及び好惡同じからず、或いは民に便ならず、邦に害あり。是を以て聖王は法度を作爲し、以て民心を矯端し、其の邪僻を去り、其の惡俗を除く。法律未だ足らざれば、民に詐巧多く、故に後に閔令の下る者有り。凡そ法律令なる者は、以て民を教導し、其の淫僻を去り、其の惡俗を除きて、之をして善を爲すに之かしむるなり。(B) 今法律令已に具われども、

吏民用いる莫く、郷俗淫泆の民止まず、是れ即ち主の明法を廢して、邪僻淫泆の民を長ぜしめ、甚だ邦に害ありて、民に便ならず。故に騰是の爲にして法律令・田令及び爲閒私方を脩めて之を下し、吏をして明布せしめ、吏民をして皆之を明知し、罪に距ること母からしむ。(C) 今法律令已に布聞せらるるも、吏民の法を犯し閒私を爲す者止まず、私好・郷俗の心變わらず、令・丞自從り以下知れども舉論せず、是れ即ち明らかに主の明法を避けて、邪僻の民を養匿す。(D) 此くの如くんば、則ち人臣と爲りて亦た不忠なり。若し知らずんば、是れ即ち不勝任・不知なり。知りて敢えて論ぜずんば、是れ即ち不廉なり。此れ皆大罪にして、令・丞明知せずんば、甚だ便ならず。(E) 今且に人をして之を案行し、令に従わざる者を舉効し、致すに律を以てし、論ずること令・丞に及ばしめんとす。又た且に縣官の獨れが令を犯して令・丞の得ざる者多きかを課し、令・丞を以て聞せしめんとす。次を以て傳えよ。書を江陵に別かちて布し、郵を以て行れ。

まず(A)は、法律令というものの全般が生まれてきた根源とその役割について説明した内容である。古くは民に郷俗があり、それぞれ利とするものや好悪が異なっていたため、民や邦に害が及んでいたことから、聖王が法を作り、民を矯正し悪俗を除いたことが述べられる。續いて(B)では、秦の南郡に即した状況が説明される。法律令が世の中に生み出された後になっても、吏民がそれを用いず、郷俗を重視する邪な民がはびこっていたため、南郡守は法律令を整備して布告し、吏民に周知させて、彼らが罪に抵觸しないようにしたと述べられている。さらに(C)では、こうして法律令がすでに布告されているにも関わらず、吏民が法を犯し私的な不正を行う者が後を絶たず、私心を持ち郷俗を重視する心も變わらず、縣令・丞以下の官吏も知っていないながら檢舉して罪に問おうともしないと、さらに具體的な現在の南郡の状況が説明される。こうした行爲は(D)人臣として「不忠」、不正行爲を知らないのは「不勝任」(任に堪えない)・「不知」(状況の把握不足)、知っていないながら罪に問わないのは「不廉」(廉潔でない)で、縣令・丞もこれを把握していないのは問題である。(E)そこで今、人を派遣して縣・道を視察させ、令に従わない者を律に則って彈効し、令・丞も罪に問う。また審査し

て、官吏が令を犯して縣令・丞が摘發していない者が最も多い縣は、その縣令・丞を報告させる。以上が、『語書』の大意である。

前半部の(A)・(C)では、民が郷俗を異にすることを批判し、それを取り除いて法律令に従わせることで、移風易俗を推し進めることが重視されているのは明白である。⁵³⁾確かに、各地の民の郷俗が異なっていることの弊害を説きこそすれ、民が自律的な習俗を持つこと自體は否定してはいないとも解しうるかもしれない。けれども、直接の非難の対象となつてゐるのは、吏民が法律令を無視して郷俗を重んじていることであり、ここで言う「郷俗」が楚固有の反社會的行爲であろうと、特定の地域を越えた民の自律的秩序であろうと、法律令に反する限りにおいては變わらず排除の対象となつたであろう。従つて、『語書』の文面の限りでは、やはり在地習俗を否定し、法律令による支配を徹底化しようとする意圖しか讀み取ることとはできない。

また、『語書』は前半部の移風易俗の思想が強調されることが多いが、後半部の(D)・(E)においては「不忠」・「不勝任」・「不知」・「不廉」や縣令・丞の監督不行き届きなど、もっぱら官吏の行いに對する非難と彈劾が述べられていることに注意すべきだろう。⁵⁴⁾『語書』が郡守から縣道官に發せられた布告である以上、その中で最も重要なのは言うまでもなく(E)の命令部分であることを考慮すれば、『語書』は「郷俗」・「郷俗淫泆之民」などという表現に目を奪われがちであるが、結局のところは郷俗に染まりきつた民を直接取り締まることを目的としたものではなく、律令をないがしろにして不正を働いている官吏を摘發する趣旨であると理解すべきなのではないだろうか。⁵⁵⁾

以上の理解に基づけば、『語書』で非難されているのは、郷俗に従つて生きる民によつて引き起こされる違法行爲を、これまた郷俗に則つて不問に付し、行政を行う際に郷俗に則つて處理する下級官吏の姿であると考えられよう。これについては次のような例が想起される。嶽麓秦簡『爲獄等狀四種』案例七「識劫媿案」(秦王政十八年(前二二九)の事案)では、大夫の沛が妾の媿を解放して妻とし、「宗人」に對して彼女を「宗」に入れ、里の互助組織の賦を他の人妻同様に負擔し、

里人と祭祀などの際に飲食を共にすることを求め、許可された。媿が「宗・里」によって沛の妻と認められたことを意味するが、この案件で問題となったのは、沛が郷に對して媿を妻にしていたことを申告しておらず、戸籍上は「免妾」のままであったことである。縣での議論では「媿は大夫□の妻と爲し、識に二甲を贖せ。或いは曰く、媿は庶人と爲し、識を完して城旦と爲し、頌足して蜀に輸せ。」とされ、媿を妻と認めるかどうかで判断がつかず、上級に伺いを立てている。沛は官に婚姻の届出をしておらず、媿は戸籍に沛の妻として登録されていないのだから、法律を忠實に適用するならば媿は妻とは認められないが、縣では「宗・里」に認められているとの事實を重視し、妻とするとの案も出されている。これは、まさに「郷俗」を重視した判断とすることができよう。また張家山漢簡『奏讞書』案例四は、女子の符が逃亡した後に戸籍を偽り、解という男性と結婚したが、後に符は逃亡者であることが發覺し、解も罪に問われた。解は符が逃亡者であることを知らずに結婚したが、律に「亡人を娶りて妻と爲すは、黥して城旦と爲し、知らざるも、減ずること有るに非ざるなり。」とあるのに基づけば、黥城旦となる。ただし縣では情狀酌量の餘地ありとして獄吏の間で議論になり、廷尉に上申し伺いを立てたところ、廷尉の返答は「亡人を娶りて妻と爲すをもつて之を論ず。律に白らかなれば、讞するに當たらず。」すなわち、律文に明白に規定があるのだから、伺いを立てるに當たらないという冷たいものであった。この案件は漢代の例で、かつ獄吏たちの判断は郷俗に則ったというわけではないものの、縣での裁判では、律文に明白に規定がありながら、現場レベルで律文を適用しないような判断が起こりうることを示している。

そして、このような處理方法の一つとして、「日書」などに基づいた對應もあったのではないか。例えば、「日書」に含まれる盗人占いを利用して犯人の推定を行った場合、冤罪が容易に發生したり、犯人の逮捕をすぐ諦めたりするなどの弊害が發生する可能性がある⁽⁵⁶⁾。このように、縣以下のレベルでは現地の習俗を法律よりも優先させたり、「日書」を利用して事案を處理したりするようなことが頻發したため、南郡守は特に律令を布告し、さらに治下の縣道の官吏たちを監察すること、綱紀肅正を圖らざるを得なかったのではないだろうか。秦〜前漢前期において、地方行政は基本的に縣單位で

行われており、郡の主な業務は治下の縣の監察であつた。⁽⁵⁷⁾ 實際の地方統治に當たつては、縣のレベルでは在地の習俗や秩序と折り合いをつけながら統治を進めるのが現實的であつたことは想像に難くないが、監察を行うという立場上、郡以上のレベルでは法律令による徹底した統治を指示せざるを得なかつた。すなわち、「日書」を地方官吏が所持し職務に役立てているという現實は秦の統治の「本音」、『語書』に見える郡守の指示は秦の統治の「建前」と捉えることができよう。⁽⁵⁸⁾ 夙に湯淺邦弘氏が『語書』に示されるような強硬な法思想と『爲吏之道』が民への柔軟な對應を説いていることを取り上げ、そこに秦の統治の二重構造を見出したのは、この點を正しく指摘している。⁽⁵⁹⁾

また、「日書」の内容が完全に違法行爲を容認していたわけでもなく、時に法律の方が「日書」との親和性を示すこともあつた。例えば張家山漢簡『二年律令』田律第二五〇號簡には「戊・己の日を以て土功を興す毋かれ。」とあり、同様に五行説で土に配當される戊・己の日の土功（土木工事）を禁じる規定は「日書」でもしばしば確認される。⁽⁶⁰⁾ このように、法律と「日書」に見えるような習俗は、全くかけ離れていたわけではなかつた。従つて、地方行政レベルで「日書」に基づいた業務が行われていた可能性は十分に想定できる。

なお、『語書』は南郡において發布された指令であり、ともすれば被支配者としての楚地の習俗の特異性を示す事例として引用されてきた。しかしながら、ここに言われている「郷俗」を重視し法律令になじまない吏民の姿は、楚地に限らず、秦の故地も含む、廣く秦の支配領域全體に當てはまることではないだろうか。秦地においても、放馬灘秦簡『日書』のような「日書」が下級官吏によつて用いられていたことは、このことを傍證している。

もちろん、地方行政において全てが「日書」を参照して決められていたり、何事にも法律よりも在地の習俗を優先させていたりしたわけではないだろう。そのことは、嶽麓秦簡『爲獄等狀四種』や張家山漢簡『奏讞書』において、法律を適用させつつ司法手續を進めていく官吏たちの姿からも窺える。ただ、このような裁判關係の記録は模範や雛形とするために編集されており、比較的法律を遵守しつつ對處された事例を抜粹し集積したものであろうことも忘れてはならない。

縣以下のレベルの官吏たちは、基本的には律令に基づきつつ行政を行っていたが、時と場合に應じて在地のルールに則った處理をしていた。そしてその状況は、『語書』の通達後もおそらくさほど變わらなかった、いや、變えることはできなかったのではないかと思われる。

第五章 「日書」は誰に向けたものだったのか？

「日書」は市に居を構えた占術家が編集に關わり、市において流通していた。秦〜漢代の「日書」の内容は縣以下のレベルを主に問題としており、實際に下級官吏層などの墓葬を中心に出土している。彼ら下級官吏層は、法律による一元的統治を理念として掲げる秦において、現實的には「日書」を用いるなどして在地の習俗や秩序と折り合いをつけながら統治を行っていた。

このような「日書」と下級官吏層との關わりについて、池田雄一氏は、「日書」は民間で庶民の手によって醸成された自律的規範としつつも、吏人にとっても手放すことのできない内容が含まれていたとしている⁽⁶¹⁾。工藤元男氏も、「日書」中に下級官吏を對象とする占辭が多く含まれており、彼らによって主に利用されたとしながらも、もともと民間の占家だった「日書」の編者が徐々に「日書」に對する官吏の關心と需要を認識し、吏治に關わる占いを「日書」中へ積極的に編入していったとする⁽⁶²⁾。これらに共通しているのは、「日書」がもともとは下級官吏の用いるものではなく、民間の人々のために向けられた書籍であったという理解である。確かに、市に居を構える占術家は訪れる様々な人々のために占いを行っていたので、そのマニュアルは廣く一般の人々を對象としていただろう。それを「民間秩序」を代表するものと言うことはできるかもしれない。ただ、このように下級官吏と民の世界を區分して考えることにはやや疑問を覺える。

先引の『語書』では、「今法律令已に具われども、吏民用いる莫く」「吏民をして皆之を明知し、罪に距ること母からしむ」「今法律令已に布聞せらるるも、吏民の法を犯し聞私を爲す者止まず」など、法律を遵守しない存在として「吏民」

が言及されている。もちろん、民が法律に背き、それを取り締まるべき吏も法律に背いて手をこまねいている状況を表している⁶³と見て良いのだが、この「吏民」という語自体は秦漢期の資料中に多く見られ、吏と民が一體となった人々のことを指している。また、斗食・佐史などの地方小吏は、勤務日数に應じた報酬の支給がなされ、中には輪番で年数箇月のみ勤務する者も含まれているなど、官と民の間の線引きは非常に曖昧であったことも指摘されている⁶⁴。すると、少なくとも「少吏」と呼ばれる現地採用の郡縣屬吏に關しては、「日書」のような民間の習慣・秩序が官吏の側にも波及した⁶⁵とか、それとは正反對に「民を統制するために官吏も「日書」を利用した」といったような、「官」と「民」の對立構造を見るのはおそらく正しくない。下級官吏層は、もともと「日書」が対象とするような世界に生きていたと考えられるのであり、それを積極的に利用していたのは當然とも言える。

それどころか、「日書」は讀者が自ら参照するのを前提としていたことを踏まえると、その利用の状況は再考の餘地がある。確かに、「日書」は平易に参照できるような手引書であり、文字が讀めさえすればある程度は誰にでも利用することが可能である。だが、そもそも文字知識を持った人々が當時どれだけいたのか⁶⁶。

秦漢時代、文字知識は庶民に至るまで比較的廣範に及んでいたとも言われる。しかし、その中には署名程度はできるレベルや、簡単な文章は讀めるが書くのは不得手であるレベル、公文書に定型句を書き込んで處理することができるレベルなど、様々な程度の者を含んでいる。墓葬から出土するような書籍を讀んで理解し、なおかつ自分で寫し取ることができるレベルを「十分な文字知識がある」とみなすとすれば、大半の人々はそのレベルには達していなかっただろう。「日書」に即して考えるならば、その内容は比較的單純な占辭の組み合わせから成っているとはいえ、占いの対象は多岐に及んでおり、用いている漢字の種類も多い。従って、文字が少しでも分かる誰もが「日書」を利用できたとは考えにくい。

具體的に見てみよう。漢代中～後期の邊境防衛施設では、候官・部・燧がそれぞれ内地の縣・鄉・里レベルに相當するが、高村武幸氏によれば、末端の燧長であつても下行文書を理解できなければ務まらず、大半は文字の知識があつたとい

う。⁶⁷これに對して富谷至氏は、文書は部にまでしか傳達されず、燧には口頭傳達が基本であったとしている。⁶⁸里レベルについては、里耶秦簡八一—四四三—八—一四五五に

卅二年六月乙巳朔壬申、都郷守の武の爰書。高里の士伍の武自言すらく、大奴の幸・甘多、大婢の言・言の子の益等、牝馬一匹を以て子の小男の産に予えん、と。 典の私占す。 初手。

とあり、高里の士伍の武の財産の生前分與を里典の私が「占」(申告)し、それを初が記している。初は背面の記載によれば郷佐であった。すると、里や燧では、大部分の者は文字知識を身に付けておらず、ましてや「日書」のような書籍を讀みとくことは難しかっただろう。その一方で、この里耶秦簡の例からも明らかのように、日常的に文書行政に携わっている下級官吏らは、「日書」を讀解できる程度の文字知識は充分に身に付けている。

「日書」と下級官吏の密接な關係についてはこれまでも多く指摘されてきた。工藤元男氏は、官吏の出張の増大と「日書」の普及を結びつけているが、⁽⁶⁹⁾「日書」中には、出行に關する占辭ばかりでなく、土木工事に關する占辭も頻見されるほか、「日書」で占われている祭祀や動物の飼育、伐木、衣服の製造、穀物の出入などの行爲は、遷陵縣の職務内容として里耶秦簡中に見えている。もちろんこれらは廣く一般の人々が行いうることであるが、官吏がこれらの條文を職務に役立てることも可能であった。また、「縣官」・「奴婢」・「黔首」・「罪」などの用語が時代とともに公文書同様に改められていることも、「日書」と官吏との關係の密接さの表れとも理解できよう。「日書」は本來私的な書籍であり、公文書のよりに規格化された文字遣いを徹底する必要はない。それにも關わらず、かように文字遣いや用語に注意を拂っているのは、下級官吏を主な利用者として想定する以上、ある程度は文字遣いや用語に氣を配らなければならなかったからであろう。

實はこれと似た現象が他の書籍にも確認できる。『爲吏之道』は、四字一句を基調として、嶽麓秦簡『爲吏治官及黔首』、王家臺秦簡『政事之常』、北大秦簡『爲吏之道』がある。いずれも律令や裁判記録、交通に關する文書、算術書、出張に關する記録を書

きこむカレンダーの役割を果たした「質日」、及び「日書」などと伴出しており、持ち主は官吏であったと思しい。すると『爲吏之道』のような官吏の訓戒を記した書籍も、当時の官吏が座右に置くべき書とされていたと推測される。ここで注目されるのは、睡虎地秦簡『爲吏之道』の「民」が、統一後の抄寫と思しき嶽麓秦簡『爲吏治官及黔首』では「黔首」に無理やり置き換えられていることである。⁷⁰これも、官吏が日ごろ参照することを考慮した書き換えではないかと思われるが、全ての「民」が『爲吏治官及黔首』中で「黔首」に書き換えられているわけではない。律令や行政文書のような公文書において「黔首」の使用が徹底されたことは、里耶秦簡や龍崗秦簡が専ら「黔首」を用い、「民」字が全く確認されないことから明らかである。すると『爲吏治官及黔首』のような書籍は、多くの下級官吏が手にするものであったにしても、公文書そのものではあり得ない。

すでに見たように、睡虎地秦簡『爲吏之道』は在地習俗に對する柔軟な對應を説くなど、その内容は必ずしも『語書』に見られるような秦の統治理念と一致しているわけではない。そうした意味でも、これらは律令や裁判關係文書のような公文書と同列に語ることはできず、あくまで私的な書籍にすぎない。それにも関わらず當時の官吏らがこれを多く所持していたのは、何よりもその内容が有用であったからだろう。従って、これらは非公認ではあるものの、官吏の間では「準教科書」として受容されていた書籍と見なすのが穩當であろう。とすれば、それと同様、官吏の手に置かれ、公文書同様に用語に注意が拂われていた「日書」も、官吏にとって座右に置くべき「準教科書」的存在だったのではないだろうか。もちろん、「日書」が全く下級官吏層によって獨占されていたと言つつもりはない。文字知識の擴大には經濟活動の隆盛との關係も指摘されているが、「日書」⁷¹中には「市旅」「賈市」など、商業活動に關する内容が占われているのを多く確認することができ、「日書」の讀者層の關心は商業活動にも注がれていたことが分かる。

すると、「日書」は民間の秩序として利用されていたものが、徐々に下級官吏に受け入れられるような内容を持つようになっていったというよりも、占術家の専門書から讀者の参照を前提とした書籍に變化する過程で、最初から下級官吏や

經濟活動に従事する者など、文字知識を身に附けた人々を主要なターゲットに想定して生み出されたものと考えらるべきではなからうか。⁽²⁾

おわりに

本稿では、秦から漢代に受け継がれた「日書」について検討してきた。秦の「日書」は、もとは市に居を構える占術家の専門的なテキストだったのが、下級官吏や經濟活動に従事する者が文字知識を身に付け、自ら日取りの吉凶を占うことへの欲求が高まるようになると、彼らに向けて平易な説明を附して内容を充實させたマニュアルに變化したものだ。た。「日書」はそのような占術家たちが關わり定期的に内容をアップデートしつつ、時に「質日」などの短期的なカレンダーとセットで市において頒布されていた。特に下級官吏たちは、厳格な法支配の末端に位置しながらも、現実的には在地習俗に向き合って統治をせざるを得ず、郡縣行政に當たつては必要に応じて「日書」を積極的に利用していた。彼らにとつて「日書」は、『爲吏之道』などの官吏の心得を記した書籍と同様、準教科書的な存在であった。

占術家たちが「日書」の頒布に關わっていたのは、「日書」を通して自説を廣め、さらなるクライアントの擴大を期待したからであった。クライアントは「日書」のみで對處できない問題に直面した際、占術家を訪ねて判断を仰いだ。それは反對に、放馬灘秦簡『日書』乙種の「丹」篇が公文書を模倣しているように、占術家の側も官吏とのつながりを重視していた。⁽³⁾このように、占術家と官吏や經濟活動に従事する者は「日書」を媒介として結びついていた。「日書」所持者にとつて、「日書」を持つことは單に日取りの吉凶をいつでも占える以上の利點があつたようである。それについて詳しく論じる紙幅はすでないが、最後に簡單に見通しだけを述べておきたい。

まず、「日書」を扱えるというだけで所持者にはある種のステータスが得られた。漢代を中心に副葬された死後の世界への轉居届である告地策は、その公文書への模倣度の高さから、現役もしくは退職した官吏が作成に關わっていた可能性

が指摘されている。⁽⁷⁴⁾ すなわち下級官吏は、告地策を作成することで、専門的な公文書の知識に乏しい人々のニーズに應える役割を果たしていたと考えられる。これと同様に、文字知識のある人々は「日書」を自らの職務や生活のために利用するばかりでなく、周囲の「日書」を参照できない人々のために占斷を立てる役割も果たしていたのではないだろうか。當時においては、日擇びが日常生活を規定する重要な要素であったため、人々の「日書」所持者への依存度は増したに違いない。「日書」所持者が「日書」を副葬するのは、生前用いていた書籍を死後の世界にも持つていくという意識のほかに、「日書」を操っていたことを誇示する意味があつたのかもしれない。

また、官吏や在地有力者と宗教的職能者のつながりについては、『史記』滑稽列傳に見える河伯娶婦の説話が参考になる。

魏の文侯の時、西門豹鄴の令と爲る。豹往きて鄴に到り、長老を會し、之に民の疾苦する所を問う。長老曰く、「河伯の爲に婦を娶るに苦しみ、故を以て貧し」と。豹其の故を問うに、對えて曰く、「鄴の三老・廷掾常歲百姓に賦斂し、其の錢を收取して數百萬を得、其の二三十萬を用いて河伯の爲に婦を娶り、祝巫と共に其の餘錢を分かちて持ち歸る。其の時に當たりて、巫行きて小家の女の好き者を視て、是れ當に河伯の婦と爲るべしと云い、即ち娉取す。…」

この説話は魏の文侯の時代を舞臺に設定されているが、三老や廷掾などの語が見られることから、漢代の状況を反映したもののように思われる。⁽⁷⁵⁾ 鄴の三老と廷掾が巫祝集團と結託し、宗教儀式を利用して民衆から收奪を行っていたことを述べており、縣吏と在地の有力者が宗教的職能者を取り込むことで地域の權力を掌握していくさまが読み取れる。縣吏が高度な文字知識を獲得し、「日書」を周囲の人々に読み解く役割を果たすとともに、占術家とも結びついて、地域社會の中で有力者として成長していった面もあるのではないか。

さらに、増淵龍夫氏は、巫が社會から逃れた人々の隠れみものになっていたことや、巫が在地の官吏や有力者と結びついて勢力をふるっていたことなどを挙げ、巫が遊俠にも通じる性格を帯びていることを論じた。⁽⁷⁶⁾ 秦の「日書」の内容の一部

が三晉からもたらされたこと、秦から楚の故地に「日書」が伝わっていることなどからすれば、「日書」の傳播に關わる占術家は廣域にわたるネットワークを持つていたようである。廣域ネットワークを持つ遊俠と、同じく地域間交易で財をなした大商人の類似性は古くから指摘されるところだが、「日書」に關わる占術家も遊俠や商人と同じように廣域ネットワークを有し、市を活動の據點としたことは注目すべきであろう。むろん、巫者に率いられた反亂が頻發するようになる後漢代はともかく、⁽⁷⁷⁾前漢前期には巫者が遊俠のような隱然たる勢力をふるつていたことを示すような資料は見當たらぬ。だが、地方の官吏や有力者は、占術家と關係を取り結ぶことで廣域ネットワークに聯なることにも成功したのではないだろうか。また「日書」は、秦漢統一王朝のもとで全国的に内容の劃一化がある程度進むが、それでも舊戰國諸國の領域ごとに特徴的な「日書」が用いられていた。⁽⁷⁸⁾「日書」に關わる占術家を持つ廣域ネットワークの存在を暗示する。

周知のように、秦末の反亂の指導者は郡縣の屬吏層が多い。彼らが各地域で有力者と目され、地域輿論を代表するとされるに至った背景には、「日書」との關わりもあつたのかもしれない。これについて本稿では具體的な論證を行うには至らなかった。今後の課題としたい。

註

- (1) 劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』（文津出版社、一九九四年）四二二頁など。
- (2) 劉樂賢『簡帛數術文獻探論』（湖北教育出版社、二〇〇三年）三六六頁。
- (3) 拙稿「戰國『日書』に反映された地域性と階層性——九店楚簡『日書』・放馬灘秦簡『日書』の比較を通して——」（『中國出土資料研究』一四、二〇一〇年三月）。
- (4) これまで出土した「日書」については、工藤元男「郡縣少吏と術數——『日書』からみえてきたもの——」（池田知久・水口拓壽編『中國傳統社會における術數と思想』汲古書院、二〇一六年）九一頁に、年代・墓主・同時出土の簡牘や占具などの情報も含めて整理されている。
- (5) 漢代の「日書」には諸侯王や列侯の墓葬から出土した例もあるが、彼らの所持した「日書」は、下級官吏らを中心

に流布していた「日書」とは内容を異にしていた可能性がある。諸侯王・列侯の「日書」の多くは未公開である。今後の公開を待つて論じたい。

- (6) 従って、本稿において断りなく「日書」と言う場合、基本的にこうした性質を持つ「日書」のことを指す。
- (7) 李零「中國方術正考」(中華書局、二〇〇六年) 一七一頁。
- (8) 本章では次の略記を用いる。(a)・九店楚簡「日書」、(b1)・睡虎地秦簡「日書」甲種、(b2)・睡虎地秦簡「日書」乙種、(c)・放馬灘秦簡「日書」、(d)・孔家坡漢簡「日書」。なお本稿では出土文字資料を引用する際、圖版や先行研究を参照して著者が確定した釋文を掲げる。ただし異體字や假借字はできる限り通行字に直した。
- (9) 拙稿「放馬灘秦簡鈔寫年代蠡測」(武漢大學簡帛研究中心主辦「簡帛」第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年) 六一～一六六頁。
- (10) 水間大輔「秦律から漢律への繼承と變革——睡虎地秦簡・龍崗秦簡・張家山漢簡の比較を中心として——」『中國出土資料研究』一〇、二〇〇六年三月) 四頁。
- (11) 水間大輔「秦漢「縣官」考」(早稻田大學長江流域文化研究所編『中國古代史論集——政治・民族・術數——』雄山閣、二〇一六年) 九九～一二二頁。
- (12) ただ、「日書」は公文書と異なり用語の使用が徹底されなかったため、時代が下っても「臣妾」や「公」が用いられている例もある。
- (13) 先述の通り、放馬灘秦簡「日書」の抄寫年代は睡虎地秦簡「日書」より後れるため、両者は直接の繼承關係にない。放馬灘秦簡「日書」と同系統の内容が楚地に傳わり、睡虎地秦簡「日書」に繼承されたのであろう。
- (14) 森和「子彈庫楚帛書の資料的性格について——占書と曆——」(『長江流域文化研究所年報』三、二〇〇五年一月) 五五～五八頁を参照。
- (15) 劉樂賢註(1) 一前掲書二六頁は、「君上」を「長官」と解釋している。
- (16) 渡邊信一郎「中國古代國家の思想構造——專制國家とイデオロギー」(校倉書房、一九九四年) 三四四頁。
- (17) 孫占宇「天水放馬灘秦簡集釋」(甘肅文化出版社、二〇一三年) 三三頁。
- (18) 饒宗頤「雲夢秦簡日書研究」(饒宗頤・曾憲通『雲夢秦簡日書研究』中山大學出版社、一九八二年) 一頁。
- (19) もっとも、多くの先行研究はこの乖離について論じてすらいない。なるほど、現在占いの書を手にする人間が皆占い師ではないように、當時の人々が日者の専門書籍を所持していたことについては、そもそも疑問を差し挟む必要もないのかもしれない。だが、日者の書籍と下級官吏の持っていた「日書」を本當に同一視して良いかは最低限論じておく必要があるのではないか。
- (20) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』(創文社、一九九八年) 一五八～一五九頁。
- (21) 奈良龍一「日書」の性格と郷里社會」(『專修史學』六〇、二〇一六年三月) 一二～三三頁。

- (22) 池田知久「出土資料による新たな中國古代史研究の試み——工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』を読んで——」〔創文〕四〇三、一九九八年一〇月）二六～二七頁、大柳敦弘「工藤元男著『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』」〔東洋史研究〕五八一、一九九九年六月）一二四頁。
- (23) 工藤元男註（4）前掲論文九一頁。
- (24) 工藤元男「具注曆の淵源——「日書」・「視日」・「質日」の間——」〔東洋史研究〕七二二、二〇一三年九月）六三頁、同氏「日書」の史料的性格について——質日・視日との關聯を中心として——（渡邊義浩編『第四回日中學者中國古代史論壇論文集 中國新出資料學の展開』汲古書院、二〇一三年）九三～九四頁。
- (25) 工藤元男『古いと中國古代の社會 發掘された古文獻が語る』（東方書店、二〇一一年）二六六～二六七頁。
- (26) 程少軒「放馬灘簡所見式古佚書的初步研究」〔中央研究院歷史語言研究所集刊〕八三一、二〇一二年六月）の整理と命名による。
- (27) 「問病」には「病氣の見舞いをする」の意味もあり、例えば睡虎地秦簡『日書』乙種第一八八號簡壹には「凡そ酉・午・巳・寅は、以て病む者を問わば、必ず代わりて病む」とあり、見舞いに行くことわりて病にかかると述べられる。ただし②「其の來たりて事を問う」の「其」は病人を指し、「問」の對象は「事」（病狀）と思しいことや、③「來たりて之を問う」は財物を遺失した人がそのことに
- ついて問う意味にしか解せないことから、①についても「人が來て自分の病について問う」の意味に解しておく。
- (28) 「日書」に關わる存在としては一般に日者が想定されるが、冒頭で述べた通り、日者の實態は良く分かっていない。また、「日書」に含まれる占法は擇日系が中心だが、非擇日系の占法も多く含まれている。そこで本稿では慎重を期し、「日書」に關わる者を占術家と表現しておく。
- (29) 程少軒註（26）前掲論文二九四～三〇四頁。
- (30) 程少軒註（26）前掲論文二九四頁。
- (31) 程少軒註（26）前掲論文三〇三～三〇四頁。
- (32) 大野裕司「阜陽漢簡『周易』の筮辭と卜辭」〔中國哲學〕三七、二〇〇九年一月）五八～七〇頁。
- (33) 工藤元男「平夜君成楚簡「卜筮祭禱簡」初探——戰國楚の祭祀儀禮——」〔長江流域文化研究所年報〕三、二〇〇五年一月）一五頁。
- (34) 夏德安「周家臺的數術簡」（武漢大學簡帛研究中心主辦『簡帛』第二輯、上海古籍出版社、二〇〇七年）四〇〇頁は兩者が同一簡冊に編綴されていたとする。程少軒「周家臺秦簡『日書』與《卅六年日》編聯補說」（武漢大學簡帛研究中心主辦『簡帛』第八輯、上海古籍出版社、二〇一三年）三六四～三七八頁は出土位置からこれを否定するが、兩者が密接な關係にあったことは認めている。
- (35) 藤田勝久「中國古代國家と社會システム——長江流域出土資料の研究」（汲古書院、二〇〇九年）一二九、一五三～一五四頁。

- (36) 陳偉（森和・工藤元男譯）「嶽麓書院秦簡『質日』初步研究」（『中國出土資料研究』一六、二〇一二年三月）七九～八〇頁。
- (37) 「質日」は公的な曆と矛盾するにも関わらず、持ち主の官吏たちは、それに公的な出張記録を書き込んでいた。「質日」の曆日が公的な曆と根本的に原理を異にしていたわけではなく、メモとして用いるには差し支えない誤差の範囲に留まっていたからであろう。
- (38) 拙稿「放馬灘秦簡を中心にみた『日書』の流通」（『日本秦漢史研究』一七、二〇一六年一月）一〇頁。
- (39) 宗周太郎「中國古代における都市と市——張家山漢簡より見える市像——」（『日古』二五、二〇一五年一〇月）二三頁。
- (40) 註（9）前掲拙稿一六〇～一六五頁。
- (41) 井上進「中國出版文化史——書物世界と知の風景——」（名古屋大學出版會、二〇〇二年）三九～四〇頁。
- (42) 何雙全「天水放馬灘秦簡甲種『日書』考述」（甘肅省文物考古研究所編『秦漢簡牘論文集』甘肅人民出版社、一九八九年）八頁。
- (43) 例えば放馬灘秦簡『日書』乙種「置室門」篇では圖が存在しない。各門の名前と配置を記憶していなければこの占法を利用することは難しい。
- (44) 三浦國雄「通書『玉匣記』初探」（『人文學報』八六、二〇〇二年三月）一九頁。
- (45) 大野裕司「睡虎地秦簡『日書』における神靈と時の禁忌」（同氏『戰國秦漢出土術數文獻の基礎的研究』北海道大學出版會、二〇一四年）一五六頁は、「日書」は基本的には實利追求の書であるが、神靈に關する部分においては畏敬感に基づく原始的な態度を保存しており、完全には通俗化・民衆化・功利化しきらない過程において成立した術數書ではないかとしている。「日書」のこのような性質は、その流通に占術家の積極的關與があつたことと無關係ではないだろう。
- (46) 放馬灘秦簡『日書』甲種第六六～六七號簡貳・乙種第一六五號簡は、出行時に吉日を擇べなかつた際に行う儀禮のマニユアルである。大野裕司『日書』における禹歩と五割地の出行儀式」（同氏註（45）前掲書、一三三三頁を參照。
- (47) 工藤元男註（20）前掲書三八四～三九一頁。
- (48) 奈良龍一註（21）前掲論文三〇～三三頁。
- (49) 池田雄一「中國古代の律令と習俗」（『東方學』一一二、二〇一〇年一月）一～一九頁。
- (50) 池田雄一「秦漢時代の日書と史人」（『中國の歴史と地理』三、特集「漢代を遡る秦漢——中國古代の裁判記録——」、二〇一四年七月）一四二～一五三頁。
- (51) 工藤元男註（4）前掲論文八八～八九頁。
- (52) 従来『語書』の末尾に置かれていた第九～一五號簡が本来「爲吏之道」に屬し、従つて第一五號簡背に記された「語書」という篇題が「語書」のものではなく「爲吏之道」のものであることが、陳侃理「睡虎地秦簡『爲吏之道』應更名『語書』——兼談『語書』名義及秦簡中類似文獻的

- 性質」(清華大學出土文獻研究與保護中心編『出土文獻』第六輯、中西書局、二〇一五年)二四七―二五二頁で指摘されている。本稿ではこれに従い第九―一五號簡を削除したが、篇題については混乱を避けるため舊來通りとした。
- (53) 池田知久「睡虎地『語書』と『淮南子』齊俗篇——『風俗』を繞る中央集權と地方分權——」(『東洋の思想と宗敎』三一、二〇一四年三月)二―三頁。
- (54) なお、「今日に人をして之を案行せしむ」とは郡が治下の縣に向かつて郡吏を派遣し、治下の縣の不正を行う吏を摘發することを指す。この語句を郷俗の調査・觀察と結び附けるのは難しい。
- (55) もちろん、民の不正を不當に隱蔽するなどしていた官吏が彈劾されれば、結果としてその民自身も罪に問われることになるだろう。だがそれは官吏の彈劾によって副次的にもたらされたものであり、この郡吏による監察が、民の不正を摘發すること自體を目的とはしていなかったことに注意すべきである。
- (56) 池田雄一註(49)前掲論文九―一九頁は、「日書」中の逃亡の吉凶や盜人占いについて、本來違法行為であるが、貧困な下層階級の人々を對象とする「必要悪」として社會で受け入れられていたとする。しかし、これらの占いはむしろ官吏や奴隸主などが逃亡者・盜人を追捕するために参照することが多かったのではないか。
- (57) 紙屋正和「前漢前半期における郡・國の職掌と二千石の任用」(同氏『漢時代における郡縣制の展開』朋友書店、二〇〇九年)一三九―一四一頁。
- (58) もっとも、それが郡守にとっても「建前」か、それとも眞にそのような統治を志向していたのかは別問題である。『語書』前半部で、民ごとに異なる俗を棄て法により統治することの重要性を高らかに主張している點は、秦の目指すものが理念的には移風易俗による一元統治であったことを示す。しかし實際にはそこまでラディカルな變革は不可能であったため、『語書』後半部では、現實的な範圍での官吏の締め付け強化と、それによる民への副次的影響を期待するに留まり、いくらかトーンダウンしているとも理解できる。
- (59) 湯淺邦弘「秦帝國の吏觀念——雲夢秦簡『語書』「爲吏之道」の思想史的意義——」(『日本中國學會報』四七、一九九五年一〇月)八―九頁。なお、湯淺氏は「日書」について、秦が楚の習俗に寛大であったことを示すとも考えられるが、むしろそれらを利用して犯罪者や小吏の統制を圖つたとも思われるとし、そこに秦の法と地方習俗との間で微妙な立場に置かれた吏の姿が想起されるとする。
- (60) ただ、工藤元男「中國古代の『日書』にみえる時間と占卜——田律の分析を中心として——」(『メトロポリタン史學』五、二〇〇九年一二月)一八―一九頁や、奈良龍一註(21)前掲論文三二頁が、これを「日書」を通じて社會に浸透した習俗を反映して制定された律文とするのは賛成しかねる。秦は水徳に基づき、黒を尊んで民を「黔首」と改稱し、「水」を偏旁に持つ「泰」字を創り出すなど、秦

〔附記〕 本稿はJSPS科研費15K16847の助成を受けたものである。

- 漢期には王朝側も當時流行した五行説を重視していた。従って、このような五行説に基づく土木工事の禁忌は、何も「日書」のみに據っていると限らない。
- (61) 池田雄一註(49) 前掲論文一〇一九頁、同註(50) 前掲論文一四二〜一五三頁。
- (62) 工藤元男註(4) 前掲論文九四〜九九頁。
- (63) 劉敏「秦漢時期の吏民的一體性和等級特點」(『中國史研究』二〇〇八一三、二〇〇八年八月) 八〜九頁は、「吏民」が吏となることのできる政治・財産水準にある民を指す階級であり、現在吏である者やかつて吏であった民も含むとする。
- (64) 宮宅潔「漢代官僚組織の最下層——「官」と「民」のはざま——」(『東方學報』八七、二〇一二年一月) 二四〜三六頁。
- (65) 高村武幸「漢代の官吏任用と文字の知識」(同氏『漢代の地方官吏と地域社會』汲古書院、二〇〇八年) 九五〜九七頁。
- (66) 「識字能力」を判定するのが難しいことは、エノ・ギール「古代の識字能力を如何に判定するのか——漢代行政文書の事例研究——」(高田時雄編『漢字文化三千年』臨川書店、二〇〇九年) 一三三〜一三七頁を参照。
- (67) 高村武幸註(65) 前掲論文九九〜一〇〇頁。
- (68) 富谷至「書記官への道——漢代下級官吏の文字習得」(高田時雄編註(66) 前掲書) 一六七〜一六八頁。
- (69) 註(24) を参照。
- (70) 註(9) 前掲拙稿一六二〜一六三頁。
- (71) 濱川榮「秦・漢時代の庶民の識字」(『史滴』三五、二〇一三年一月) 一八〜一九頁。
- (72) なお註(38) 前掲拙稿では、秦の「日書」のうちの少なからぬ部分が三晉の影響を受けていた可能性を指摘した。本稿で述べたような「日書」の展開が三晉・秦とどのような関係があるのかは、今後の検討課題としたい。
- (73) 註(38) 前掲拙稿一〇頁。
- (74) 山田勝芳「境界の官吏——中國古代における冥界への仲介者——」(『歴史』八三、一九九四年九月) 九一頁。
- (75) 仲山茂「漢代の掾史」(『史林』八一―四、一九九八年七月) 七一頁。
- (76) 増淵龍夫「漢代における巫と俠」(同氏『新版 中國古代の社會と國家』岩波書店、一九九六年) 一二四〜一三九頁。
- (77) 東晉次「後漢初期の巫者の反亂について」(『名古屋大學東洋史研究報告』二五、二〇〇一年三月) 一一三〜一二五頁。
- (78) 睡虎地秦簡『日書』は安陸縣、王家臺秦簡『日書』は江陵縣、孔家坡漢簡『日書』は桃侯國と、舊楚の領域内ではあるが出土地はやや離れている。これらの地に、共通した基本フォルムを持つ「日書」が流通・繼承されている。

THE SOCIETY OF QIN AND HAN PERIODS AND THE PEOPLE INVOLVED WITH *RISHU*

EBINE Ryosuke

There are many source books on fortune-telling known as *rishu* 日書 that have chiefly been excavated from the tombs of low-ranking government officials who lived in the last years of the Warring States, Qin, and the early Han periods. These *rishu* include many written fortunes of low-ranking government officials and people engaged in economic activities. Therefore, these people seem to have been main readers of *rishu*. Among them, the low-ranking government officials would have served as the terminal organs of a strictly enforced legal regime, but actually they had to take the local folkways into consideration and used *rishu* positively as the occasion demanded. *Rishu* for them was a quasi-textbook as was the *Weilizhidao* 爲吏之道, which contained maxims for government officials.

By analyzing the composition of *rishu*, we find that they were originally texts for professional fortunetellers working in markets. As low-ranking government officials and people engaged in economic activities became increasingly literate, simple explanations were added to the texts, their content was elaborated, and the texts were finally transformed into manuals that these people could read and by which they could tell their own fortunes. Fortunetellers seem to have taken part in the distribution of *rishu*. They periodically adapted the contents of *rishu* in responses to changes in society and customs and language usage. *Rishu* were sometimes combined with a short-term calendars, *zhiri* 質日, when they were disseminated in the markets. So it can be said that *rishu* distinctly reflect the changes that occurred in the times and society.

Fortunetellers made their individual styles of fortunetelling known through distribution of *rishu* in expectation of gaining more clients. Clients would visit fortunetellers and ask them to tell their fortunes when they were confronted with a problem they could not cope with by reading *rishu* themselves. In this way, low-ranking government officials and people engaged in economic activities were connected with fortunetellers through *rishu*. Some of the reasons why these officials increased their influence in local society are likely to have been that they won the support of others with fortunetelling using *rishu* and that they succeeded in building links with widespread networks of fortunetellers.